

第54回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

開催場所

沖縄県那覇市旭町114番地4
おきでん那覇ビル
(おきでんふれあいホール)

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件 |



招集ご通知の主要なコンテンツが
パソコン・スマートフォンから
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9511/>



ご案内

- ・当日は株主総会の模様を [ライブ配信でご視聴いただけます](#)。詳しくは、6ページの「株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ・議決権は、郵送またはインターネット等により事前に行役することができます。

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時まで



[事前にインターネットにより](#)議決権行使いただいた株主のみなさまには、議案の賛否にかかわらず、[抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）](#)を贈呈いたします。



沖縄電力株式会社

(証券コード：9511)

証券コード 9511

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役会長 本 永 浩 之

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.okiden.co.jp/ir/share/shr_meeting.html



また、電子提供措置事項は、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名(会社名)」に『沖縄電力』または「コード」に『9511』（半角）を入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順にご選択のうえ、ご確認ください。）

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/9511/>



郵送またはインターネット等により事前に議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4ページの「議決権の事前行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 沖縄県那覇市旭町114番地4
おきでん那覇ビル（おきでんふれあいホール）

3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当金（普通株式1株につき15円）についてご承認をお願いするものです。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、定款一部変更のご承認をお願いするものです。

なお、第3号議案から第7号議案については、第2号議案の承認可決を条件とし、監査等委員会設置会社への移行に伴い、ご承認をお願いするものです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

以下の10名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者番号	氏 名				候補者番号	氏 名			
1	もと	なが	ひろ	ゆき	6	やま	さと	けん	いち
	本	永	浩	之		山	里	健	一郎
				再 任				新 任	
2	よこ	だ	てつ		7	なみ	ひら	とも	なり
	横	田	哲	再 任		波	平	智	成
								新 任	
3	なり	そこ	はや	と	8	の	ざき	せい	こ
	成	底	勇	人		野	崎	聖	子
				再 任				再 任	社 外 独立役員
4	いと	かず	まさ	ひで	9	なが	みね	とよ	ゆき
	糸	数	昌	英		長	峯	豊	之
				再 任				再 任	社 外 独立役員
5	しろ	ま	とし	ひと	10	たま	き	え	み
	城	間	俊	人		玉	城	絵	美
				新 任				再 任	社 外 独立役員

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以下の4名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者番号	氏 名				候補者番号	氏 名			
1	よ	ぎ	たつ	き	3	かみ	や	しげる	
	与	儀	達	樹		神	谷	繁	
				新 任				新 任	社 外 独立役員
2	ふる	しょう			4	なか	お	さとし	
	古	荘	み	わ		仲	尾	聡	
				新 任				新 任	
				社 外 独立役員					

- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案** 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載しております。

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項等

- (1) 議決権行使書用紙による方法とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (2) インターネットで複数回数、議決権を行使した場合は、最後の行使を有効なものとさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人や同伴の方など、本総会における議決権をお持ちでない方（お体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ・電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主さまへ交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」、「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ④監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」
- なお、監査役および会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

議決権の事前行使についてのご案内

議決権は、郵送またはインターネット等により事前行使することができますので、ご利用ください。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



5ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時まで

電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主のみなさまには、議案の賛否にかかわらず、**抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）**を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。必要事項を入力しご応募ください。

当選された方には株主総会后2週間程で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

パソコンの場合

(ログインID・仮パスワードを入力する方法)

1. 議決権行使サイトへアクセスしてください

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

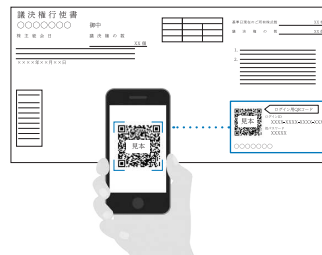
2. 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」・「仮パスワード」を入力し、「ログイン」してください

3. 画面の案内に従って賛否を入力してください

スマートフォンの場合

(QRコードを読み取る方法)

1. 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 画面の案内に従って賛否を入力してください

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様は、ご自宅などから、パソコンまたはスマートフォンなどによりライブ配信にてご覧いただけます。

配信日時	2026年6月26日（金）午前10時	※開始時間30分前より アクセス可能となります。
ご視聴方法	①以下のウェブサイトアクセスしてください。 https://engagement-portal.tr.mufg.jp/ ※当社ウェブサイトからもアクセスできます。 ホームページ⇒株主・投資家のみなさまへ⇒株式情報⇒株主総会 ②ログイン画面で「ID」と「パスワード」を入力し、ログインしてください。 株主番号（数字8桁）※1 ログインID 3270 — 4桁 — 4桁 — 入力不要 パスワード 郵便番号（数字7桁）※2 + 2026（合計11桁） ※1 株主番号は議決権行使書に記載されております（数字8桁）。 ※2 2026年3月末時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号をご入力ください。	
ご視聴にあたっての ご留意事項	・ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権行使や質問はできません。郵送またはインターネットにより事前に議決権をご行使ください。 ・ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。なお、1つのIDで、同時にログインできる端末は1台までとなっております。 ・ご視聴の端末やインターネットの接続環境等により、ご視聴いただけない場合がございます。 ・ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。 ・SNSへの公開等、本総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りいたします。 ・やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。	

ライブ配信に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-676-808（通話料無料）
受付時間 土日祝日等を除く平日 午前9時～午後5時 ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当につきましては、毀損した財務基盤の回復と株主還元のバランスを勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額816,128,475円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、ならびにその他取締役に関する規定の一部変更など、所要の変更を行うものであります。

以上にあわせて、条数の整理等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人	第1章 総則 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 (削 除) 3 会計監査人
第2章 株式 第6条の2～第9条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	第2章 株式 第7条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 (株式取扱規程) 第11条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。 第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第19条 本会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新 設) (選任) 第20条 (新 設) <u>1</u> 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>2</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 (現行どおり) (株式取扱規程) 第12条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、<u>取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。 第13条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第14条～第19条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (定員) 第20条 本会社の取締役は、<u>18名以内とする。</u> <u>2</u> <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u> (選任) 第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。 (新 設) (新 設) (取締役会の構成及び招集) 第22条 取締役会は、取締役をもって構成する。 2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 3 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の権限) 第24条 取締役会は、本会社の業務執行を決定するほか、法令又は定款に定める事項を行う。	(任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (取締役会の構成及び招集) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任) 第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 第26条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。 (役付取締役及び代表取締役) 第28条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。 2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。 (役付取締役の業務執行) 第29条 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統轄する。 2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。 3 社長に事故があるときは、副社長が、社長、副社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。	2 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 第27条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。 (代表取締役) 第29条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長若干名を置くことができる。 2 (現行どおり) (代表取締役の業務執行) 第30条 (現行どおり) 2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。 3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(会長) 第30条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。 2 会長は、これを代表取締役とする。 3 会長を置いた場合には、第13条、第14条、第22条及び第23条中の「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。 第31条 (条文省略)	(会長) 第31条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会長を置いた場合には、第14条、第15条、第23条及び第24条中の「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。 第32条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (定員) 第32条 本会社の監査役は、5名以内とする。 (選任) 第33条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (監査役会の構成及び招集) 第35条 監査役会は、監査役をもって構成する。 2 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法)	
第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録)	
第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u>	(削 除)
(常任監査役)	
第38条 <u>監査役会の決議によって、常勤監査役を置く。</u>	(削 除)
2 <u>監査役会の決議によって、常勤監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u>	
(監査役の責任免除)	
第39条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削 除)
2 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の構成及び招集)
	第33条 <u>監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) 第6章 計算 第40条～第43条 (条文省略) (新 設)	<u>2 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。 (常勤監査等委員及び常任監査等委員) 第36条 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を置くことができる。 <u>2 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員の中から常任監査等委員を置くことができる。</u> 第6章 計算 第37条～第40条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>第54回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	地 位	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況			
1	もと なが ひろ ゆき 本 永 浩 之	代表取締役会長	17回／17回（100%）	再 任		男 性
2	よこ だ てつ 横 田 哲	代表取締役社長 社長執行役員	17回／17回（100%）	再 任		男 性
3	なり そこ はや と 成 底 勇 人	代表取締役副社長 副社長執行役員	17回／17回（100%）	再 任		男 性
4	いと かず まさ ひで 糸 数 昌 英	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	12回／12回（100%）	再 任		男 性
5	しろ ま とし ひと 城 間 俊 人	執 行 役 員	—	新 任		男 性
6	やま さと けん いち ろう 山 里 健 一 郎	執 行 役 員	—	新 任		男 性
7	なみ ひら とも なり 波 平 智 成	執 行 役 員	—	新 任		男 性
8	の ぎき せい こ 野 崎 聖 子	社 外 取 締 役	17回／17回（100%）	再 任	社 外 独立役員	女 性
9	なが みね とよ ゆき 長 峯 豊 之	社 外 取 締 役	17回／17回（100%）	再 任	社 外 独立役員	男 性
10	たま き え み 玉 城 絵 美	社 外 取 締 役	17回／17回（100%）	再 任	社 外 独立役員	女 性

1. 本永 浩之

もと なが

ひろ ゆき

(1963年 9月22日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数 52,385株

略歴、当社における地位および担当

- 1988年 4月 当社入社
- 2011年 7月 当社企画本部企画部部長
- 2013年 6月 当社取締役総務部長
- 2015年 6月 当社代表取締役副社長（お客さま本部長、CSR・内部監査室・総務部・東京支社担当）
- 2016年 4月 当社代表取締役副社長（お客さま本部長、CSR・内部監査室・総務部・支店・東京支社担当）
- 2016年 6月 当社代表取締役副社長（お客さま本部長、CSR・内部監査室・支店・東京支社担当）
- 2017年 6月 当社代表取締役副社長（企画本部長、CSR・東京支社担当）
- 2019年 4月 当社代表取締役社長（企画本部長、CSR・東京支社担当）
- 2019年 6月 当社代表取締役社長（お客さま本部長）
- 2019年 7月 当社代表取締役社長（販売本部長）
- 2020年 4月 当社代表取締役社長
- 2021年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員
- 2026年 4月 当社代表取締役会長（現在に至る）

重要な兼職の状況 沖縄経済同友会代表幹事
一般財団法人南西地域産業活性化センター会長

【取締役候補者とした理由】

本永浩之氏は、企画部門、総務部門、販売部門、CSR等の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。2019年に当社代表取締役社長、2026年4月に当社代表取締役会長に就任し、取締役会の議長としてコーポレート・ガバナンスの更なる向上に努めております。取締役としての経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

2. 横田 哲

(1967年5月2日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数 21,252株

略歴、当社における地位および担当

- 1991年4月 当社入社
- 2014年7月 当社電力本部電力流通部部长
- 2015年6月 当社電力本部理事電力流通部长（電力本部副本部长）
- 2016年4月 当社送配電本部理事電力流通部长（送配電本部副本部长）
- 2016年6月 当社取締役送配電本部電力流通部长（送配電本部长）
- 2019年6月 当社取締役（送配電本部长、用地部担当）
- 2020年6月 当社常務取締役（IT推進本部长、送配電本部长、用地部担当）
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員（IT推進本部长、送配電本部长、離島カンパニー社長、用地部担当）
- 2022年6月 当社取締役常務執行役員（送配電本部长、離島カンパニー社長）
- 2023年6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員（社長補佐、送配電本部长、防災危機管理室担当）
- 2025年6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員（社長補佐、経営戦略本部长、防災危機管理室担当）
- 2026年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（経営戦略本部长、防災危機管理室担当）（現在に至る）

重要な兼職の状況 シードおきなわ合同会社最高経営責任者社長
OKIDEN PACIFIC ISLANDS CORPORATION代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

横田哲氏は、送配電部門、防災危機管理部門、経営戦略部門（企画部門、デジタルイノベーション部門）等の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。2023年に当社代表取締役副社長、2026年4月に当社代表取締役社長に就任し、最高経営責任者として企業価値の向上に努めております。取締役としての経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

3. 成底 勇人

(1963年10月31日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数 58,966株

略歴、当社における地位および担当

- 1987年 4月 当社入社
- 2013年 7月 当社企画本部企画部部长
- 2015年 6月 当社理事総務部部长
- 2016年 6月 当社取締役総務部部长
- 2019年 6月 当社常務取締役（企画本部长、お客さま本部副本部长、CSR・総務部担当）
- 2019年 7月 当社常務取締役（企画本部长、販売本部副本部长、CSR・総務部担当）
- 2020年 4月 当社常務取締役（企画本部长、販売本部长、CSR・総務部担当）
- 2020年 7月 当社常務取締役（企画本部长、販売本部长、CSR・総務部・戦略推進室担当）
- 2021年 6月 当社取締役専務執行役員（企画本部长、販売本部长、CSR・総務部・戦略推進室担当）
- 2022年 7月 当社取締役専務執行役員（販売本部长、CSR・総務部担当）
- 2023年 6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員（社長補佐、販売本部长、内部監査室・総務部担当）
- 2025年 6月 当社代表取締役副社長副社長執行役員（社長補佐、販売本部长、内部監査室担当）（現在に至る）

重要な兼職の状況 なし

【取締役候補者とした理由】

成底勇人氏は、企画部門、総務部門、販売部門、CSR等の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。2023年に当社代表取締役副社長に就任し、取締役としての経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

4. 糸数 昌英

(1968年11月20日生)

再任

男性



略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 当社入社
 2019年 6月 当社総務部長
 2020年 7月 当社理事総務部長
 2021年 6月 当社執行役員総務部長
 2022年 7月 当社執行役員経営戦略本部企画部長（経営戦略本部副本部長）
 2024年 6月 当社執行役員（経営戦略本部副本部長、企画部担当）
 2025年 6月 当社取締役常務執行役員（グループ事業推進本部長、総務部担当）（現在に至る）

所有する当社の株式の数

7,700株

重要な兼職の状況 なし

【取締役候補者とした理由】

糸数昌英氏は、総務部門、経営戦略部門（企画部門）、グループ事業推進部門の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。2025年に当社取締役に就任し、取締役としての経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

5. 城間 俊人

(1969年5月19日生)

新任

男性



略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 当社入社
 2017年 7月 当社お客さま本部企画統括グループリーダー（部長）
 2019年 7月 当社販売本部法人営業部長
 2022年 7月 当社販売本部理事法人営業部長（販売本部副本部長）
 2023年 6月 当社執行役員販売本部法人営業部長（販売本部副本部長）
 2024年 6月 当社執行役員総務部長（現在に至る）

所有する当社の株式の数

16,445株

重要な兼職の状況 なし

【取締役候補者とした理由】

城間俊人氏は、販売部門、総務部門の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

6. 山里 健一郎

(1969年9月5日生)

新任

男性



略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 当社入社
2020年 7月 当社送配電本部電力流通部部長
2022年 7月 当社送配電本部電力流通部部長
2025年 6月 当社執行役員（送配電本部長）（現在に至る）

所有する当社の株式の数 16,100株 重要な兼職の状況 なし

【取締役候補者とした理由】

山里健一郎氏は、送配電部門の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

7. 波平 智成

(1970年5月13日生)

新任

男性



略歴、当社における地位および担当

1996年 4月 当社入社
2022年 7月 当社発電本部発電部部長
2024年 7月 当社発電本部発電部長
2025年 6月 当社執行役員発電本部発電部長（カーボンニュートラル推進本部副本部長、発電本部副本部長）（現在に至る）

所有する当社の株式の数 6,100株 重要な兼職の状況 なし

【取締役候補者とした理由】

波平智成氏は、発電部門、カーボンニュートラル推進部門の重要な役職を歴任し、豊富な専門分野に関する知見を有しております。経歴や実績については申し分なく、人格、識見ともに高く、重要な意思決定を行うことにより当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役候補者としております。

8. の ざき せい こ 野崎 聖子

(1974年2月25日生)

再任

社 外
独立役員

女性



所有する当社
の株式の数 8,720株

略歴、当社における地位および担当

2002年10月 森・濱田松本法律事務所入所（2006年7月まで）
2006年9月 宮崎法律事務所（現弁護士法人那覇綜合）入所（2012年12月まで）
2013年1月 うむやす法律事務所（現うむやす法律会計事務所）代表（現在に至る）
2015年5月 株式会社サンエー社外取締役
2017年5月 同社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2019年6月 当社社外取締役（現在に至る）
2024年4月 沖縄弁護士会会長（2025年3月まで）
2025年6月 株式会社おきなわフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

重要な兼職の状況

弁護士（うむやす法律会計事務所代表）
株式会社サンエー社外取締役（監査等委員）
株式会社おきなわフィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

野崎聖子氏は、弁護士資格を有しております。社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、会社法をはじめ企業法務に精通するなど、その専門的な知識は当社事業運営に有益であると考えております。人格、識見ともに高く、豊富な実務経験から様々なアドバイス、意見が期待できることから、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

9. なが みね とよ ゆき 長峯 豊之

(1955年9月10日生)

再任

社 外
独立役員

男性



所有する当社
の株式の数 1,500株

略歴、当社における地位および担当

1980年4月 全日本空輸株式会社入社
2013年4月 同社取締役人事部・勤労部担当（2014年3月まで）
2015年6月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員
2016年4月 同社取締役常務執行役員
2017年4月 同社代表取締役副社長執行役員
2020年4月 同社常勤顧問
2020年6月 同社常勤監査役
2022年6月 同社常勤顧問（2023年3月まで）
2023年4月 株式会社ANA総合研究所顧問（現在に至る）
2023年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社ANA総合研究所顧問

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長峯豊之氏は、ANAホールディングス株式会社の代表取締役副社長などを歴任し、航空業界における安全文化の醸成や、グループ経営戦略に関する豊富な知識・経験を有しております。また、株式会社ANA総合研究所の顧問であり、地域活性化事業や地域貢献など、当社と方向性を同じくする企業の経営者であります。人格、識見ともに高く、その豊かな経験やグローバルな視点から様々なアドバイス、意見が期待できることから、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

10. 玉城 絵美

(1984年 1 月20日生)

再任

社外
独立役員

女性



所有する当社の株式の数 1,100株

略歴、当社における地位および担当

- 2011 年 12 月 東京大学大学院総合文化研究科 特任研究員 (2013年 3 月まで)
- 2012 年 7 月 H2L株式会社代表取締役 (2013年 3 月まで)
- 2013 年 4 月 早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科助教 (2017年 3 月まで)
- 2015 年 10 月 国立研究開発法人科学技術振興機構さがけ研究員 (2019年 3 月まで)
- 2017 年 4 月 早稲田大学創造理工学研究科准教授 (2021年 3 月まで)
- 早稲田大学人間科学部非常勤講師 (2025年 3 月まで)
- 2021 年 3 月 H2L株式会社代表取締役 (現在に至る)
- 2021 年 4 月 琉球大学工学部教授 (2026年3月まで)
- 2023 年 3 月 全保連株式会社社外取締役 (2025年6月まで)
- 2023 年 4 月 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻特定客員大講座教授 (現在に至る)
- 2023 年 6 月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2026 年 4 月 琉球大学工学部客員教授 (現在に至る)

重要な兼職の状況 H2L株式会社代表取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

玉城絵美氏は、H2L株式会社の代表取締役であります。独自のアイデアや企業経営のノウハウ、豊富な学識経験を有しております。また、人格、識見ともに高く、豊富な経験から様々なアドバイス、意見が期待できることから、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 本永浩之氏は、沖縄経済同友会の代表幹事であります。当社は同会との間に諸会費等の支払いについての取引関係があります。また、同氏は、一般財団法人南西地域産業活性化センターの会長であります。当社は同法人との間に諸会費等の支払いについての取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野崎聖子氏、長峯豊之氏および玉城絵美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野崎聖子氏、長峯豊之氏および玉城絵美氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって、野崎聖子氏が7年、長峯豊之氏および玉城絵美氏が3年となります。
5. 当社は、野崎聖子氏、長峯豊之氏および玉城絵美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、野崎聖子氏、長峯豊之氏および玉城絵美氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地 位	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況	監 査 役 会 へ の 出 席 状 況			
1	よぎ たつ き 与 儀 達 樹	社 外 取 締 役	17回／17回 (100%)	—	新 任	社 外 独 立 役 員	男 性
2	ふる しょう 古 荘 み わ	社 外 監 査 役	17回／17回 (100%)	8回／8回 (100%)	新 任	社 外 独 立 役 員	女 性
3	かみ や しげる 神 谷 繁	社 外 監 査 役	17回／17回 (100%)	8回／8回 (100%)	新 任	社 外 独 立 役 員	男 性
4	なか お さとし 仲 尾 聡	—	—	—	新 任		男 性

1. 与儀 達樹

(1965年3月19日生)

新任

社外
独立役員

男性



略歴、当社における地位および担当

1989年4月 大同火災海上保険株式会社入社
2015年6月 同社取締役業務部長
2016年6月 同社取締役営業企画推進部長
2017年6月 同社常務取締役
2018年6月 同社代表取締役社長
2019年6月 当社社外取締役（現在に至る）
2024年6月 大同火災海上保険株式会社取締役会長（現在に至る）
2025年6月 沖縄セルラー電話株式会社社外取締役（現在に至る）

所有する当社の株式の数 12,940株

重要な兼職の状況 大同火災海上保険株式会社取締役会長
沖縄セルラー電話株式会社社外取締役

【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由および期待される役割の概要】

与儀達樹氏は、大同火災海上保険株式会社の取締役会長であり、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。人格、識見ともに高く、中立的・客観的な視点から監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

2. 古荘 みわ

(1982年8月28日生)

新任

社外
独立役員

女性



略歴、当社における地位および担当

2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社（2013年1月まで）
2010年11月 古荘公認会計士事務所共同代表（現在に至る）
2019年6月 当社社外監査役（現在に至る）

所有する当社の株式の数 6,420株

重要な兼職の状況 公認会計士・税理士（古荘公認会計士事務所共同代表）

【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由および期待される役割の概要】

古荘みわ氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。会社経営に関与した経験はありませんが、財務および会計などに関する専門的知識を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。人格、識見ともに高く、中立的・客観的な視点から監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

3. 神谷 繁

(1964年1月26日生)

新任

社外
独立役員

男性



略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 株式会社沖縄銀行入行（2004年3月まで）
2004年 5月 おきなわ経営サポート株式会社代表取締役（現在に至る）
2019年 6月 一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会代表理事（会長）（2023年6月まで）
2023年 6月 当社社外監査役（現在に至る）

所有する当社
の株式の数

3,000株

重要な兼職の状況 おきなわ経営サポート株式会社代表取締役

【社外取締役（監査等委員）候補者とした理由および期待される役割の概要】

神谷繁氏は、おきなわ経営サポート株式会社の代表取締役を務めており、企業経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、中小企業診断士の資格を有しており、財務および会計を含む経営に関する幅広い専門的知識を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。人格、識見ともに高く、中立的・客観的な視点から監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、人事・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的立場で関与いただく予定です。

4. 仲尾 聡

(1971年1月11日生)

新任

男性



略歴、当社における地位および担当

1993年 4月 当社入社
2022年 6月 当社経理部長
2024年 7月 当社資材部長
2025年 10月 当社調達部長（現在に至る）

所有する当社
の株式の数

747株

重要な兼職の状況 なし

【取締役（監査等委員）候補者とした理由】

仲尾聡氏は、経理部門、調達部門の重要な役職を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。人格、識見ともに高く、中立的・客観的な視点から監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 与儀達樹氏、古荘みわ氏および神谷繁氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 与儀達樹氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 古荘みわ氏および神谷繁氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって古荘みわ氏が7年、神谷繁氏が3年となります。
5. 当社は、与儀達樹氏、古荘みわ氏および神谷繁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、与儀達樹氏、古荘みわ氏および神谷繁氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

ご参考

【取締役（監査等委員である取締役を含む。）が有する専門性および経験】

第2号議案、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会および監査等委員会の構成は以下のとおりとなります。

各候補者の有する専門性・経験は以下のとおりであります。

氏 名	当 社 に お け る 地 位	企業経営・ 経営戦略	法務・ リスク管理	財務・会計	技術・開発	販売戦略・ マーケティング	DX・IT	ESG	国際性・ 地域振興・ 学術研究
本 永 浩 之	代表取締役会長	●	●	●		●		●	
横 田 哲	代表取締役社長 社長執行役員	●	●		●		●	●	
成 底 勇 人	代表取締役副社長 副社長執行役員	●	●	●		●		●	
糸 数 昌 英	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●	●	●					●
城 間 俊 人	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●	●			●		●	
山里 健一郎	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●			●		●	●	
波 平 智 成	取 締 役 常 務 執 行 役 員	●			●		●	●	
野 崎 聖 子	社 外 取 締 役	●	●						●
長 峯 豊 之	社 外 取 締 役	●	●						●
玉 城 絵 美	社 外 取 締 役	●			●				●
与 儀 達 樹	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	●	●			●			
古 莊 み わ	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員		●	●					●
神 谷 繁	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	●		●		●			
仲 尾 聡	取 締 役 監 査 等 委 員（常勤）	●	●	●					

※対象者の専門性・経験の全てをあらわすものではありません。

【経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

取締役会全体として知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、以下の基準に基づき、取締役候補の指名を行っております。

なお、候補者の指名に当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

<社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任基準>

- (1) 経営理念等に基づき、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる人材
- (2) 株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有している人材
- (3) 取締役としての職務と責任を全うできる人材
- (4) 職務を遂行するための豊富な専門分野に関する知見を有している人材
- (5) 人格、識見ともに高く、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる人材
- (6) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす人材

<社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任基準>

- (1) 株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有している人材
- (2) 多様かつ客観的な考え方・価値観に基づき、積極的に意見を述べる事ができる人材
- (3) 取締役としての職務と責任を全うするために必要となる時間・労力を確保できる人材
- (4) 人格、識見ともに高く、専門分野における豊富な経験から様々なアドバイス、意見が期待できる人材
- (5) 当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしている人材
- (6) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす人材

<社内取締役（監査等委員）候補者の選任基準>

- (1) 当社事業に深い関心を持ち、人格、識見ともに高く、中立的・客観的な立場から適切に監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できる人材
- (2) 適切な経験・能力および財務・会計・法務等に関する必要な知識を有している人材
- (3) 監査等委員としての職務と責任を全うできる人材
- (4) 法令上求められる監査等委員としての適格要件を満たす人材

<社外取締役（監査等委員）候補者の選任基準>

- (1) 当社事業に深い関心を持ち、人格、識見ともに高く、中立的・客観的な立場から適切に監査・監督を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できる人材
- (2) 適切な経験・能力および財務・会計・法務等に関する必要な知識を有している人材
- (3) 監査等委員としての職務と責任を全うするために必要となる時間・労力を確保できる人材
- (4) 当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしている人材
- (5) 法令上求められる監査等委員としての適格要件を満たす人材

また、代表取締役の解任に当たっては、下記の解任基準に基づき、人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

<代表取締役の解任基準>

- (1) 重大な法令違反等があった場合または職務の執行において不正・不当な行為があった場合
- (2) 任務遂行に困難な事情が生じた場合
- (3) 職務遂行の過程および成果が著しく不十分である場合
- (4) 選任基準を明らかに満たしていない事情が生じた場合

【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、当該社外取締役が以下のいずれにも該当しないことを必要とする。

1. 当社を主要な取引先とする者※1 またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先※2 またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている※3 コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 最近1年間に於いて、1から3までのいずれかに該当していた者
5. 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者（重要でないものを除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 1から4までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては業務執行者でない取締役を含む。）
 - (3) 最近1年間に於いて、(2)または当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社および子会社から受けた者のことをいう。

※2：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行った者のことをいう。

※3：「多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産を当社および子会社から得ている場合をいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第34回定時株主総会において「年額3億10百万円以内」として、ご承認いただき現在に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を、現在の取締役の報酬額と同額である「年額3億10百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）」と定めることとさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案および第7号議案「取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件」をご承認いただいた場合、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定としております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。なお、本議案につきましては、透明性・公平性の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、ご提案しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、現在の監査役の報酬額と同額である「年額80百万円以内」と定めることとさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は2021年6月29日開催の第49回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、「原決議」といいます。）、現在に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において「取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬の額および内容を改めて決定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2021年6月29日開催の第49回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。原決議同様、当社の取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株主のみならずと企業価値を共有するとともに、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、本議案につきましては、透明性・公平性の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、ご提案しております。

本議案および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」をご承認いただいた場合、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定としております。

本議案は当該方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」としてご承認をお願いしております取締役の金銭報酬に係る報酬枠とは別枠として、株式報酬を

当社の取締役に対して支給するため、報酬の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第 2 号議案「定款一部変更の件」および第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は 7 名となります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（2）信託金額（報酬等の額）

当社は、2022 年 3 月末日で終了した事業年度から 2024 年 3 月末日で終了した事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において 1 億 50 百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることといたします。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、1億50百万円を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における簿価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、1億50百万円を上限とします。

（３）本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（２）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は10万株とします。

（４）取締役給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まるポイントおよび業績達成度等に応じて変動するポイントが付与されます。取締役に付与される対象期間当たりのポイント数の合計は、10万ポイントを上限とします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（５）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じてポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（５）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このように算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(5) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(4)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

2025年度のわが国経済は、物価高が続く中、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられたことなどにより、緩やかに回復する動きとなりました。

沖縄県経済におきましても、物価高による節約志向が継続しつつも旺盛な観光需要を背景に、緩やかに拡大する動きとなりました。

このような状況の中で、当連結会計年度の収支につきましては、売上高は前年度に比べ163億63百万円減(6.9%減)の2,201億77百万円、営業費用は前年度に比べ183億31百万円減(8.0%減)の2,108億86百万円となりました。

この結果、営業利益は前年度に比べ19億67百万円増(26.9%増)の92億90百万円となりました。

また、経常利益は25億1百万円増(44.2%増)の81億67百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は19億11百万円増(44.2%増)の62億34百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

[電気事業]

当年度の販売電力量は、電灯につきましては、他事業者への契約切り替えによる需要減により前年度を下回りました。電力につきましては、夏場の気温が前年に比べ低めに推移したことや他事業者への契約切り替えによる需要減により前年度を下回りました。

この結果、電灯と電力の販売電力量合計は、前年度に比べ1.8%減の72億6百万kWhとなりました。

供給力につきましては、必要量を確保し設備全般にわたる順調な運用を行うことで、安定した電力供給ができました。

収支につきましては、販売電力量の減少や燃料費調整制度の影響等により、売上高は前年度に比べ164億64百万円減(7.3%減)の2,075億78百万円となりました。

一方、営業費用につきましては、燃料価格の下落等に伴う燃料費や他社購入電力料の減少により、前年度に比べ167億49百万円減(7.7%減)の2,019億52百万円となりました。

この結果、営業利益は2億84百万円増(5.3%増)の56億26百万円となりました。

[建設業]

建設業の収支につきましては、グループ内向け工事および外部向け工事の減少などにより、売上高は前年度に比べ8億1百万円減(3.0%減)の255億66百万円、営業費用は前年度に比べ12億76百万円減(5.0%減)の241億72百万円となりました。

この結果、営業利益は4億74百万円増(51.6%増)の13億94百万円となりました。

[その他]

その他の収支につきましては、エネルギーサービスプロバイダ事業（ESP事業）や外部向け工事の増加などにより、売上高は前年度に比べ5億59百万円増(1.5%増)の383億66百万円、営業費用は前年度に比べ7億69百万円減(2.1%減)の352億13百万円となりました。

この結果、営業利益は13億29百万円増(72.9%増)の31億52百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

2025年度は、「おきでんグループ中期経営計画2025」の最終年度でありました。2022年3月の公表以降、財務目標として掲げた「経常利益120億円以上、ROE5%以上、自己資本比率25%以上（いずれも連結）」の達成に向けて、様々な経営環境の変化がある中で取り組みを進め、経常利益は81億円と未達となりましたが、ROEは5%、自己資本比率は25%を達成いたしました。

2026年4月、当社グループは、新たに「おきでんグループ経営ビジョン」の概要版を取りまとめました。新たな経営理念とともに、2050年に向けた経営の方向性および今後の成長ストーリー等を記載しております。この中で、2026年から2030年までを「未来基盤創造フェーズ」と位置づけ、沖縄地域の持続的な発展を支える強靱なエネルギー基盤の確立を最優先課題とし、サプライチェーン全体の安定性と効率性の向上を通じて、将来の成長を支えるグループ共通の事業基盤を構築してまいります。あわせて、今後沖縄においても拡大が見込まれるデジタル関連分野の需要を的確に取り込み、AX（AIの最大限活用による業務効率化）による業務オペレーション改革や成長分野への事業展開を進めることで、持続的な収益力の向上に取り組んでまいります。

[エネルギーの安定供給に向けて]

エネルギーの安定供給は当社グループの基本的使命です。供給設備の維持管理や設備の安全な運転など、日々の地道な作業に取り組み、台風が常襲する環境の中で、本島・離島を問わず停電被害からの迅速な復旧を追求し、良質なエネルギーの安定供給に向けて全力を尽くしてまいります。また、その基盤となる設備構築や人材確保・育成には一定の時間を要することから、足元から検討・対応を進め、電源の脱炭素化投資や高経年化対策を含めた送配電設備への投資を計画的に進めてまいります。

[燃料の安定調達について]

当社グループは、1970年代の石油危機以降、エネルギーセキュリティの観点から、石炭機やLNG機、再生可能エネルギーを導入することで、特定の燃料へ依存しない電源構成を目指してまいりました。燃料調達においては、長期的な契約を行うとともに、調達先の多様化を図ることで、安定的な調達に努めております。今後の中東情勢によっては、調達や燃料価格に大きな影響が生じる可能性もあるため、調達先等と緊密に連携して継続的に情報収集を行うとともに、適切なタイミングでの調達を図ることで、燃料の安定確保および可能な限りのコスト低減に取り組んでまいります。

[お客さまの期待を超える価値の提供]

2026年4月から、沖縄エリアにおいて、高圧部門における料金規制が解除されました。今後も新電力参入が続き、競争環境が厳しさを増す中、当社グループはお客さまニーズに対する共感力と提案力を高め、新たなメニューやサービスなど期待を超える価値を提供し、引き続きお客さまに選択いただける企業を目指してまいります。

[カーボンニュートラルへの対応]

沖縄エリアでは地理的・系統規模の制約から脱炭素電源の選択肢が限られるなど、本土とは異なる課題があります。こうした状況下において、当社グループは、引き続き「再エネ主力化」および「火力電源のCO₂排出削減」に関連する取り組みを推進し、「沖縄エリアのジャスト・トランジション（公正な移行）※」を進めてまいります。

※国一律の目標値ではなく、沖縄エリアの地域特性を踏まえた、地域経済へ大きな影響を与えることのない独自のカーボンニュートラルへの道筋。

[海外事業への挑戦]

当社グループは、パラオ共和国において現地法人「OKIDEN PACIFIC ISLANDS CORPORATION」を設立し、同国内のリゾートホテルに太陽光発電と蓄電池を設置して電力供給を行っております。沖縄の周辺離島における「再エネの主力化」の取り組みを通じて得た経験や電力システムの安定化技術を活かし、同国内の発電燃料コスト低減およびCO₂排出削減に貢献してまいります。今後は、これまでのアジア太平洋地域を中心とする島しょ地域に向けた技術支援の取り組みに加え、発電・運用・維持管理への事業展開を目指してまいります。

[おきでんPXプロジェクトの取り組み]

資機材価格の高騰や金利上昇等に対する対策として「おきでんPXプロジェクト」を通じた調達コストの低減に取り組んでおります。これまでの調達部門強化やサプライチェーンの最適化といった施策に加え、今後は、AIの活用等によるDXのさらなる進展や、コーポレート部門を含めた会社全体の業務オペレーションを抜本的に見直すことで、新しい価値を創造し続ける会社として、更なる進化を遂げてまいります。

[沖縄県の成長ポテンシャルへの貢献]

沖縄県においては、入域観光客数が今後も堅調に推移することが期待されます。さらに、空港機能の拡充と基地返還跡地の開発を連動させたGW2050 PROJECTSでは、名目県内総生産や就業者数等の持続的な拡大を目指す成長目標が掲げられており、これに伴いエネルギー需要の増加が期待されます。当社グループは、沖縄の経済発展のための最重要プロジェクトと捉え、グループスローガンである「地域とともに、地域のために」のもと、将来のエネルギー需要に対して安定供給を堅持しつつしっかりと応えてまいります。さらに、エネルギー以外においても、産業まちづくり、ひとづくり等の様々な分野に対してグループ一丸となって貢献し、県内企業や地域社会のみなさまと未来を共創し持続的に成長していくことを目指してまいります。

当社グループは、「おきでんグループ経営ビジョン」の具体的なアクションプランや財務目標等、2026年度以降の経営の方向性をより詳しくお示しすべく、新たな中期経営計画を策定しております。至近の中東情勢等、当社グループを取り巻く経営環境の推移を注視しながら、適切なタイミングで公表できるよう準備を進めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループの統合報告書につきましては、こちらからご参照ください。

おきでんグループ統合報告書2025

<https://www.okiden.co.jp/company/integrated-report/index.html>



新たな中期経営計画の着実な実現に資するよう、「人財戦略」に基づく職場環境づくりを推進し、「社員力・組織力」向上およびその力の最大限発揮を目指し、グループで働く社員全体の健康課題解決に向けて「健康経営」の推進と普及拡大に努めております。

健康経営の目的・体制等の詳細につきましては、こちらからご参照ください。

<https://www.okiden.co.jp/active/health/index.html>



(ご参考)

[おきでんグループ経営ビジョン（概要版）の策定について]

2026年4月、当社グループは「おきでんグループ経営ビジョン（概要版）」を公表いたしました。グループスローガンである「地域とともに、地域のために」のもと、2050年に向けた新たな経営理念や今後の成長ストーリー等を記載しております。

「おきでんグループ経営ビジョン（概要版）」につきましては、こちらからご参照ください。

おきでんグループ経営ビジョン（概要版）

<https://www.okiden.co.jp/ir/management/management.html>



おきでんグループの新たな経営理念

グループスローガン 地域とともに、地域のために



ビジョン実現に向けた2030までの経営テーマ

沖縄の発展可能性を具現化した2050年の社会像の実現に向けて、2030年までを「未来基盤創造フェーズ」と位置づけ、「サプライチェーン毎の安定供給と収益力強化」、「AXによる業務オペレーション改革」、「沖縄エリアのジャスト・トランジションの推進」、「沖縄の成長と連動した事業領域の展開」を経営テーマとして取り組んでいきます。

未来基盤創造フェーズ

- ・ 沖縄地域の持続的な発展を支える強靱なエネルギー基盤の確立を最優先課題とし、サプライチェーン毎の安定性と効率性の向上を通じて、将来の成長を支えるグループ共通の事業基盤を構築していきます。
- ・ 今後沖縄においても拡大が見込まれるデジタル関連分野の需要を的確に取り込み、AXによる業務オペレーション改革や成長分野への事業展開を進めることで、持続的な収益力の向上に取り組んでいきます。

価値創出フェーズ

- ・ 「未来基盤創造フェーズ」において構築した事業基盤と成長力を確かな足がかりとして、新たな価値の創出を加速させていきます。沖縄の成長と連動した事業ポートフォリオの高度化や付加価値型事業の拡大を通じて、収益構造の質的転換を図り、グループ全体の成長性と収益力を持続的かつ飛躍的に高めていきます。

未来基盤創造フェーズにおける取り組み

1. サプライチェーン毎の安定供給×収益力の強化
2. AXによる業務オペレーション改革
3. 低炭素化に向けた沖縄エリアのジャスト・トランジションの推進
4. 沖縄の成長と連動した事業領域の展開

持続的な成長

グループ全体の成長性と収益力を
持続的かつ飛躍的に高める

未来基盤創造フェーズ

価値創出フェーズ

[おきでんPXプロジェクトの進捗状況について]

2025年1月、当社は、資機材価格や労務単価の高騰、金利の上昇等に対応すべく、「おきでんPXプロジェクト」を立ち上げ、調達部門の強化、サプライチェーンの最適化、DX等を活用した生産性の向上等に取り組んでおります。

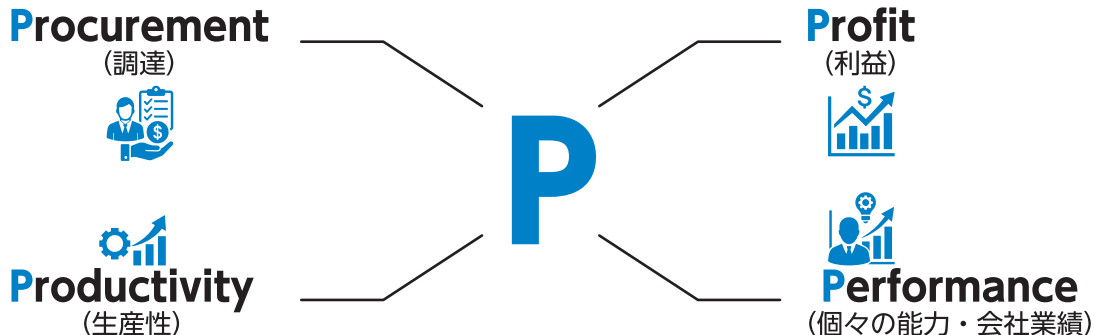
インフレにより上昇した調達コストを適正に評価・反映した契約が実現できており、プロジェクト立ち上げ当初に設定した効果額目標については、取り組みの進展により将来的に発生する効果を含め、すでに達成しております。引き続き、グループ大の変革を目指して果敢にチャレンジし、さらなる効果額の上積みを目指していきます。

今後は、これまでの取り組みに加え、AIの活用等によるDXのさらなる進展や、コーポレート部門を含め全社的に業務効率化・生産性向上につながる施策を展開し、新しい価値を創造し続ける会社として、更なる進化を遂げてまいります。

※PXの"P"は、調達（Procurement）、利益（Profit）、生産性（Productivity）、個々の能力・会社業績（Performance）を意図し、"X"は、変革（transformation）を指しています。"P"には、その他にも積極的（Proactive）、前進（Proceed）、進歩（Progress）という意味もあり、『収支改善に向けて、調達機能の強化、DX等も活用した生産性の向上に加え、積極的に、社員個々が前進、会社として進歩していく』というメッセージを込めています。

おきでんPXプロジェクト

物価上昇、賃上げ、円安の影響による費用増大に対応するため
調達力を抜本的に強化



自ら工夫して仕事のやり方を変える『超・攻めの効率化』と
前例にとらわれない変革に
おきでんグループ一丸となりChallengeしていく

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額381億円の設備投資を行いました。主なものは次のとおりであります。

電気事業	351億円
建設業	6億円
その他	47億円
内部取引消去	△ 23億円
合計	381億円

① 発電設備

	設 備 別	名 称	出 力
			kW
完 成	蓄 電 池	宮古第二発電所供給用蓄電池（新設）	12,000

（注）出力が10,000kW以上の設備を記載しております。

② 送電設備

電圧が132kV以上の設備を記載対象としておりますが、当連結会計年度において該当する設備はありません。

③ 変電設備

	名 称	電 圧	増加出力
		kV	MVA
建 設 中	友 寄 変 電 所 （連 系 用 変 圧 器 2 号）（増設）	132	75

（注）電圧が132kV以上の設備を記載しております。

(4) 資金調達の状況

① 社 債	発行額	200億円
	償還額	290億円
② 借入金	借入額	731億円
	返済額	540億円
③ コマーシャル・ペーパー	発行額	70億円
	償還額	70億円

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第51期 2022年度	第52期 2023年度	第53期 2024年度	第54期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	223,517	236,394	236,540	220,177
経常利益 (百万円)	△48,799	2,568	5,665	8,167
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△45,457	2,391	4,322	6,234
1株当たり当期純利益 (円)	△836.98	44.02	79.59	114.78
総 資 産 (百万円)	480,546	498,671	500,411	522,482

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第51期 2022年度	第52期 2023年度	第53期 2024年度	第54期 2025年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	213,383	225,609	224,043	207,578
経常利益 (百万円)	△50,245	387	3,956	4,836
当期純利益 (百万円)	△45,934	1,200	3,481	4,245
1株当たり当期純利益 (円)	△845.76	22.11	64.10	78.16
総 資 産 (百万円)	441,260	458,330	459,474	473,348

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 沖 電 工	百万円 130	% 82.5	土木・建築・電気・管・電気通信工事の施工、配電設備・変電設備など電力インフラ工事の施工および保守点検
沖 電 企 業 株 式 会 社	43	※ 91.9	離島発電設備の据付・点検・保守業務、架空配電設計、建設用防護管取付、無電柱化コンサル、電力資機材販売、変圧器製造整備、広告代理店、車両・物品機器リース、自動車整備、損害保険代理店
沖縄プラント工業株式会社	32	※100.0	電気機械設備の受託運転および点検・保守、電気・機械設備工事の施工
沖縄電機工業株式会社	23	99.5	電気計器の製造・修復および検定代弁、電気設備の資機材販売・保守および工事
沖 電 開 発 株 式 会 社	50	100.0	土地建物の管理・売買および賃貸、建設・土木・造園工事の施工
沖電グローバルシステムズ株式会社	20	100.0	システムの設計・開発・運用保守、パソコンおよび周辺機器の販売・斡旋・レンタル、セキュリティコンサルティング・監視サービス・対策
株式会社沖縄エネテック	40	※100.0	電力・ガス事業用設備の調査・設計および工事監理、環境調査・地質調査および用地測量
沖縄新エネ開発株式会社	49	※100.0	再生可能エネルギーによる売電、再生可能エネルギーの企画立案・調査および設計、再生可能エネルギー設備の建設および保守、電力小売事業
F R T 株 式 会 社	450	95.8	インターネットデータセンター事業、コンタクトセンター事業
株式会社プログレッシブエナジー	100	※75.0	天然ガス・LNG(液)の販売、可倒式風力発電設備の建設および保守、自家発電システムの設置・運転および保守、省エネルギー支援サービス
株式会社リライアンスエナジー沖縄	100	51.6	エネルギーサービス事業、エネルギーの効率利用や環境に資する設備の販売・リース・設置・運転および保守、エネルギー利用に関するコンサルティング

(注) 1. ※印には子会社による持株分が含まれております。

2. 当社の子会社であった株式会社沖設備は、2025年4月1日付で同じく子会社である株式会社沖電工を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 92,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 56,927,965株（自己株式2,519,400株を含む）
- (3) 株 主 数 20,465名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,003	11.03
沖 縄 電 力 社 員 持 株 会	3,256	5.98
沖 縄 県 知 事	2,828	5.20
株 式 会 社 沖 縄 銀 行	2,526	4.64
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,466	2.70
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,264	2.32
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,045	1.92
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	847	1.56
株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行	798	1.47
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	796	1.46

- (注) 1. 当社は自己株式を2,519,400株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役を除く）	4,800	1

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(2)②当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
本 永 浩 之	代表取締役社長 社長執行役員	沖縄経済同友会代表幹事 一般財団法人南西地域産業活性化センター会長
成 底 勇 人	代表取締役副社長 副社長執行役員	社長補佐、販売本部長、内部監査室、(グループ事業推進本部、カーボンニュートラル推進本部、発電本部、総務部、経理部)
横 田 哲	代表取締役副社長 副社長執行役員	社長補佐、経営戦略本部長、防災危機管理室、(送配電本部、調達部、東京支社) シードおきなわ合同会社最高経営責任者社長 OKIDEN PACIFIC ISLANDS CORPORATION代表取締役社長
上 間 淳	取締役 常務執行役員	カーボンニュートラル推進本部長、東京支社
仲 村 直 将	取締役 常務執行役員	経理部、調達部
仲 程 拓	取締役 常務執行役員	発電本部長
糸 数 昌 英	取締役 常務執行役員	グループ事業推進本部長、総務部
与 儀 達 樹	取 締 役	大同火災海上保険株式会社取締役会長 沖縄セルラー電話株式会社社外取締役
野 崎 聖 子	取 締 役	うむやす法律会計事務所代表 株式会社サンエー社外取締役(監査等委員) 株式会社おきなわフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員)
長 峯 豊 之	取 締 役	株式会社A N A 総合研究所顧問
玉 城 絵 美	取 締 役	H 2 L 株式会社代表取締役 琉球大学工学部教授
恩 川 英 樹	常 任 監 査 役 (常勤)	
古 莊 み わ	監 査 役	古荘公認会計士事務所共同代表
菅 隆 志	監 査 役	沖縄セルラー電話株式会社特別顧問 全保連株式会社社外取締役
神 谷 繁	監 査 役	おきなわ経営サポート株式会社代表取締役

- (注) 1. 上記取締役のうち、与儀達樹、野崎聖子、長峯豊之および玉城絵美の4氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち、古荘みわ、菅隆志および神谷繁の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役恩川英樹、古荘みわ、菅隆志および神谷繁の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・恩川英樹氏は、当社において常務取締役として経理部門を担当しておりました。
 - ・古荘みわ氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・菅隆志氏は、沖縄セルラー電話株式会社の特別顧問であり、企業経営者として豊富な経験、財務および会計を含む幅広い知見を有しております。
 - ・神谷繁氏は、おきなわ経営サポート株式会社の代表取締役であり、企業経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、中小企業診断士の資格を有しております。
4. 取締役仲程拓氏は、2025年6月13日をもって株式会社おきでんCplusCの代表取締役社長を退任いたしました。
5. 取締役玉城絵美氏は、2025年6月26日をもって、全保連株式会社の社外取締役を退任いたしました。
6. 取締役玉城絵美氏は、2026年3月31日をもって、琉球大学工学部教授を退任いたしました。
7. 2026年4月1日付で次のとおり代表取締役の役職の変更がありました。

氏名	変更前	変更後
本永 浩之	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役会長
横田 哲	代表取締役副社長 副社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員

8. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の見直しを決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえております。

取締役の個人別の報酬等につきましては、人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で決定することとしており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであることを取締役会として確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬については、固定報酬および業績連動型株式報酬とする。また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとする。
- ・固定報酬については、株主総会で決議された総額（年額3億10百万円）の範囲内で会社の業績や経営内容、経営環境等を総合的に勘案し、各取締役の職責に応じた金額を設定の上、毎月現金を支給する。
- ・業績連動型株式報酬については、株主総会で決議された範囲内（3事業年度当たり10万ポイント以内、1億50百万円以内）で事業年度ごとに各取締役の役位に応じてポイント（固定ポイントおよび変動ポイント）を付与し、退任時にそれまで付与したポイントの累積値に応じて、1ポイント当たり当社普通株式1株を支給する。

ア) 当該報酬の指標

財務目標で掲げた連結経常利益および配当の状況とする。

イ) 数の決定方法

役位に応じたポイントのうち、50%を固定ポイント、残り50%を変動ポイントとし、目標達成時を支給率100%として、50～100%の範囲で決定する。

- ・取締役（社外取締役を除く）の固定報酬および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める支給割合は、目標達成時において、それぞれ8～9割程度、1～2割程度で、業績連動型株式報酬の5割が業績連動分となるよう設計する。
- ・取締役の個人別の報酬額（固定報酬および業績連動型株式報酬）については、透明性・公正性の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会において決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	金 銭 報 酬		非 金 銭 報 酬		報 酬 等 の 総 額
	固 定 報 酬 (月 額 報 酬)		業 績 連 動 型 株 式 報 酬		
	員数	支給額	員数	支給額	
取 締 役 (社外取締役を除く)	8 名	236 百万円	8 名	20 百万円	257 百万円
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	29			29
社 外 取 締 役	4	20			20
社 外 監 査 役	3	15			15

- (注) 1. 上記には2025年6月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対して業績連動型株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。
3. 業績連動型株式報酬にかかる業績評価指標は、連結経常利益および配当の状況であります。当該指標を選択した理由は財務目標として掲げていることおよび株主利益との連動性をより高めることなどです。なお、当事業年度の連結経常利益は81億円となりました。配当は一株につき年間30円を予定しております。業績連動型株式報酬は、役位に応じたポイントのうち、50%を固定ポイント、残り50%を変動ポイントとし、目標達成時を支給率100%として、50～100%の範囲で決定しております。
4. 取締役の報酬限度額（金銭報酬）は、2006年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額3億10百万円以内と決議しております。当該決議時点の取締役の員数は14名です。
5. 取締役の非金銭報酬（業績連動型株式報酬）の上限は、2021年6月29日開催の第49回定時株主総会において3事業年度当たり10万ポイント以内、1億50百万円以内と決議しております。当該決議時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該決議時点の監査役の員数は5名です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役与儀達樹氏は、大同火災海上保険株式会社の取締役会長であります。当社は同社との間に保険料等に係る取引関係がありますが、その取引額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は3.1%であります。
- ・取締役野崎聖子氏は、うむやす法律会計事務所の代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役長峯豊之氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役玉城絵美氏は、H 2 L 株式会社の代表取締役であります。また、同氏は、琉球大学工学部の教授を2026年3月31日まで務めておりました。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役古荘みわ氏は、古荘公認会計士事務所の共同代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役菅隆志氏は、沖縄セルラー電話株式会社の特別顧問であります。当社は同社と通信料等に係る取引関係があるほか、電気の販売に関する業務提携を行っておりますが、それらの合計額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社と電力の卸供給および託送供給に係る取引関係がありますが、それらの合計額は当社連結売上高の2%未満であります。このほか、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2.0%であります。なお、当社は、同社と電力小売事業分野において競業関係にあります。
- ・監査役神谷繁氏は、おきなわ経営サポート株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役与儀達樹氏は、沖縄セルラー電話株式会社の社外取締役であります。当社と同社との関係は、「3.(3)①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係」に記載のとおりであります。
- ・取締役野崎聖子氏は、株式会社サンエーの社外取締役（監査等委員）であります。当社は同社との間に商品購入等に係る取引関係がありますが、その取引額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は0.3%であります。
- ・取締役野崎聖子氏は、株式会社おきなわフィナンシャルグループの社外取締役（監査等委員）であります。当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は2.8%であります。
- ・監査役菅隆志氏は、全保連株式会社の社外取締役であります。また、取締役玉城絵美氏は、同社の社外取締役を2025年6月26日まで務めておりました。当社と同社との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 与儀達樹	当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業経営やお客さま視点での事業活動等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 野崎聖子	当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業ガバナンスや企業コンプライアンス等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 長峯豊之	当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業経営や事業戦略等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 玉城 絵美	当事業年度に開催された取締役会17回中17回に出席し、主に理工学を専門とする学識経験者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特にA I 活用やD X推進等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 古 莊 みわ	当事業年度に開催された取締役会17回中17回、監査役会8回中8回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。
監査役 菅 隆 志	当事業年度に開催された取締役会17回中17回、監査役会8回中8回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。
監査役 神 谷 繁	当事業年度に開催された取締役会17回中17回、監査役会8回中8回に出席し、主に経験豊富な企業経営者および中小企業診断士としての専門的見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	447,285	固 定 負 債	303,370
電気事業固定資産	319,143	社 債	136,000
汽 力 発 電 設 備	76,065	長 期 借 入 金	157,139
内 燃 力 発 電 設 備	34,546	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,660
送 電 設 備	57,074	そ の 他	3,570
変 電 設 備	43,996		
配 電 設 備	91,238	流 動 負 債	86,246
業 務 設 備	11,619	1年以内に期限到来の固定負債	24,721
その他の電気事業固定資産	4,602	短 期 借 入 金	2,600
		支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,644
その他の固定資産	43,578	未 払 税 金	3,610
		そ の 他	40,669
固定資産仮勘定	43,997	負 債 合 計	389,616
建設仮勘定及び除却仮勘定	43,997		
		株 主 資 本	120,379
投資その他の資産	40,565	資 本 金	7,586
長 期 投 資	14,182	資 本 剰 余 金	7,278
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,370	利 益 剰 余 金	110,903
繰 延 税 金 資 産	14,515	自 己 株 式	△5,388
そ の 他	4,815		
貸 倒 引 当 金 (貸方)	△317	その他の包括利益累計額	10,021
		その他有価証券評価差額金	6,772
流 動 資 産	75,197	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	49
現 金 及 び 預 金	19,812	退職給付に係る調整累計額	3,200
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	12,923		
棚 卸 資 産	17,851	非 支 配 株 主 持 分	2,464
そ の 他	24,715		
貸 倒 引 当 金 (貸方)	△105	純 資 産 合 計	132,865
合 計	522,482	合 計	522,482

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	210,886	営 業 収 益	220,177
電 気 事 業 営 業 費 用	193,421	電 気 事 業 営 業 収 益	201,197
そ の 他 事 業 営 業 費 用	17,465	そ の 他 事 業 営 業 収 益	18,979
営 業 利 益	(9,290)		
営 業 外 費 用	3,086	営 業 外 収 益	1,962
支 払 利 息	2,645	受 取 配 当 金	297
そ の 他	440	受 取 利 息	34
		投 資 有 価 証 券 売 却 益	637
		物 品 売 却 益	357
		持 分 法 に よ る 投 資 利 益	242
		そ の 他	394
当 期 経 常 費 用 合 計	213,972	当 期 経 常 収 益 合 計	222,139
当 期 経 常 利 益	8,167		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,167		
法 人 税 等	1,657		
法 人 税 等	1,484		
法 人 税 等 調 整 額	172		
当 期 純 利 益	6,509		
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る			
当 期 純 利 益	275		
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る			
当 期 純 利 益	6,234		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

沖縄電力株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
那覇事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 澤 啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 晋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖縄電力株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

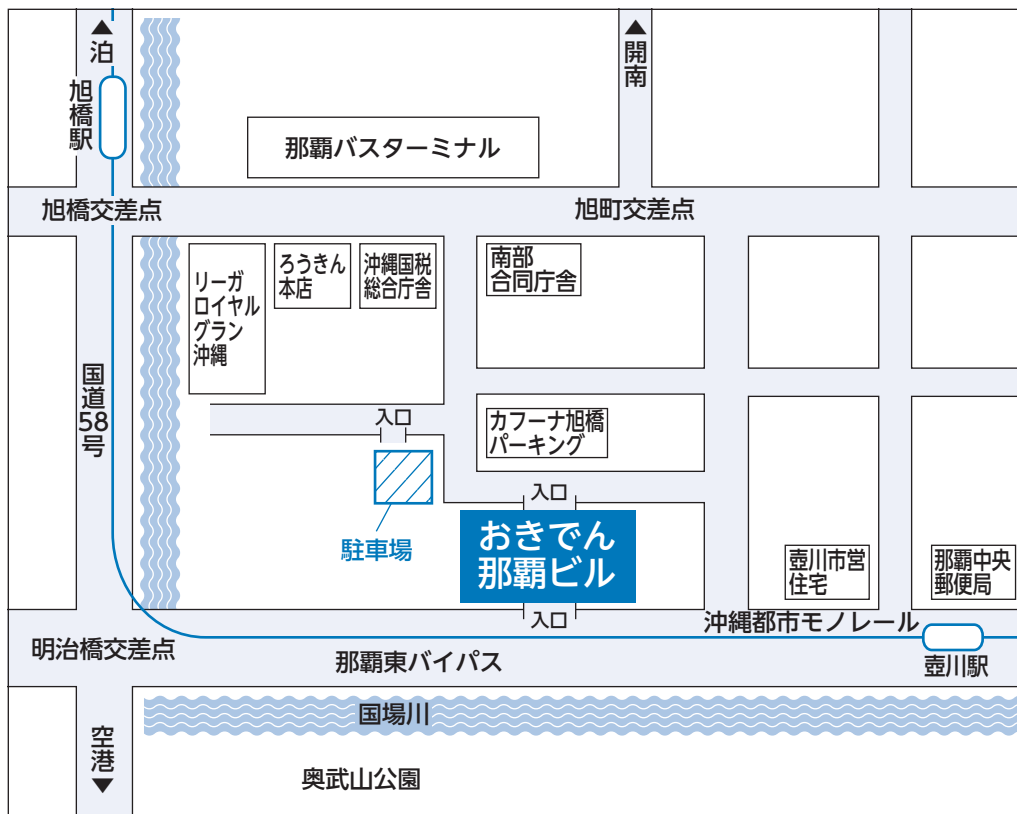
2026年5月14日

沖縄電力株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	恩	川	英	樹	㊟
監査役（社外監査役）	古	莊	み	わ	㊟
監査役（社外監査役）	菅		隆	志	㊟
監査役（社外監査役）	神	谷		繁	㊟

株主総会会場のご案内

会 場 那 覇 市 旭 町 1 1 4 番 地 4
おきでん那覇ビル（おきでんふれあいホール）



お願い

駐車スペースが限られており、駐車できない場合もございますので、できるだけモノレール、バス等の交通機関をご利用願います。